

## 石川県スポーツトレーナー連絡協議会 準会員ならびに登録手続きについて

準会員とは、石川県スポーツトレーナー連絡協議会（以下、本会）が行う認定スポーツトレーナー養成講習会（以下、認定講習会）の開催までの特別措置として設ける制度です。

### 【資格】

本会会則第 2 条および第 4 条第 1 項の趣旨に賛同し、本会への認定会員登録を希望するものを対象といたします。

※(会則第 2 条)本会は、公益財団法人石川県体育協会(以下「県体協」という)スポーツ医・科学委員会の医事運営に協力すると共に、会員の緊密な連絡・提携と資質の向上を図り、もって県民の健康づくりと競技力の維持・向上に寄与することを目的とする。

※(会則第 4 条)本会は、次に掲げる団体の会員であって、本会の開催する養成講習会 24 単位を修了し、会員認定を受けた者をもって構成する。

- 1) 石川県スポーツドクター協議会
- 2) 石川県アスレティックトレーナー連絡協議会
- 3) 公益社団法人 石川県理学療法士会
- 4) 公益社団法人 石川県柔道整復師会
- 5) 公益社団法人 石川県鍼灸マッサージ師会
- 6) 公益社団法人 石川県鍼灸師会
- 7) その他、本会が妥当と認めるもの

なお、広くスポーツトレーナーとして活動に参加し資質の向上とともに、石川県のスポーツの発展に貢献したい医療従事者等を対象といたします。上記、団体に所属していない方においては、上記会則第 4 条第 1 項の 7)が適用となり、入会の申請が可能となっております。入会の承認については下記の通りとなります。

### 【登録までの流れ】

1. 準会員の希望があった場合、最初に毎月一度開催されます役員会にて協議が行われます。
2. 役員会で承認、決定された時点で準会員として認められます。
3. 準会員を希望する場合は、別紙の申請書(登録票)を記入のうえ事務局(下記連絡先)へ、件名を「IST 準会員希望」としてメールにて送付してください。登録票は保存しておいてください。なお、準会員と承認された場合、この情報が登録されることになります。

郵送の方は、楷書にて分かりやすく記入して送付してください。記入した登録票はコピーして保管しておいてください。

4. 以上の送付いただいた登録票を参考に役員会にて協議いたします。
5. 事務局にて、準会員として登録が終了しましたら証明書を発行いたします。

**<送付先> 総務部**

西川典孝 e-mail : nskw.n@biglobe.jp  
住 所 : 〒920-2302 白山市河内町ふじが丘 14  
電 話 : 076-272-3323 FAX : 076-272-3634

**【会 費】**

会費(登録料)は必要ありません(無料)。

**【本会活動への参加について】**

準会員は、スポーツ医・科学、スポーツトレーナー活動等、本会が定める講座(学術研修・活動研修)を受講することができます。講座の受講は有料となります。受講料に関しては事前にお知らせいたします。

なお、準会員期間中に受講した講座に関しては、認定講習会時の取得単位には反映されません。

**【認定講習会】**

準会員ならびに本会入会希望者が認定講習会を行う事ができる人数に達した場合、役員会にて認定講習会(1単位90分 24単位)の開催が決定され実施となります。

**【登録期間】**

準会員としての登録期間は認定講習会の開催までとします。

**【料金等の返還】**

各講座の受講等、すでに本会へ納入された料金については返還いたしません。

**【退 会】**

退会する場合は事務局へ届け出てください。退会の届け出が役員会へ報告された後、正式に退会受理といたします。

ご不明な点、ご質問等がございましたら下記連絡先へお問い合わせください。

石川県スポーツトレーナー連絡協議会 総務部

西川典孝 e-mail : nskw.n@biglobe.jp

電話 : 076-272-3323 FAX : 076-272-3634

田中良和 e-mail : sfutaba@lilac.ocn.ne.jp

電話/FAX : 076-253-8778

(2016.10.)